

柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉

設置許可基準規則及び SA 技術的能力審査基準
との関係性について

2026年9月

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉の重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な体制の整備に関し、発電所外部の支援組織である本社対策本部の活動拠点への新潟の原子力施設事態即応センターの追加及びそれに伴う通信連絡設備の発電所外の通信連絡先の追加については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（以下「SA 技術的能力審査基準」という。）」に適合するように設計する。

設置許可基準規則の各条文との関係を第 1 表に、SA 技術的能力審査基準の各要求事項との関係について第 2 表に示す。

また、各表において、設置許可申請書の本文、添付書類、追補の記載変更の有無についてもあわせて整理する。

第1表 設置許可基準規則との関係性

凡例

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文 (設置許可基準規則)		項	号	関係性	申請書変更		本申請における適合方針
					本文	添八	
第 1 条	適用範囲			—	—	—	—
第 2 条	定義			—	—	—	—
第 3 条	設計基準対象施設の地盤	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（耐震重要施設及び兼用キャスクへの要求）。
		3	—	×	無	無	
第 4 条	地震による損傷の防止	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	○	無	無	
		3	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（耐震重要施設への要求）。
		4	—	×	無	無	
		5	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（炉心内の燃料被覆材への要求）。
		6	1	×	無	無	
		2	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（兼用キャスクへの要求）。	
7	—	×	無	無	条文の要求対象施設（兼用キャスク）と申請対象施設が合致しない。		
第 5 条	津波による損傷の防止	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	1	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（兼用キャスク及びその周辺施設への要求）。
2	×	無	無				
第 6 条	外部からの衝撃による損傷の防止	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重要安全施設への要求）。
		3	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		4	1	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（兼用キャスクへの要求）。
		2	×	無	無		
		5	—	×	無	無	
		6	1	×	無	無	
		2	×	無	無		
7	—	×	無	無			
第 7 条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。

凡例

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文 (設置許可基準規則)		項	号	関係性	申請書変更		本申請における適合方針
					本文	添八	
第 8 条	火災による損傷の防止	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（発電用原子炉を安全に停止させるための設備への要求）。
第 9 条	溢水による損傷の防止等	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	○	無	無	
第 10 条	誤操作の防止	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	○	無	無	同上
第 11 条	安全避難通路等	1	1	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			2	○	無	無	
			3	○	無	無	
第 12 条	安全施設	1	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない。（安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの）。
		3	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		4	—	○	無	無	
		5	—	○	無	無	
		6	—	×	無	無	条文の要求対象施設（重要安全施設）と申請対象施設が合致しない。
第 12 条	安全施設	7	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第 13 条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止への要求）。
第 14 条	全交流動力電源喪失対策設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（電源設備に対する要求）。
第 15 条	炉心等	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（炉心等への要求）。
第 16 条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設への要求）。
第 17 条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリへの要求）。
第 18 条	蒸気タービン	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（蒸気タービンへの要求）。
第 19 条	非常用炉心冷却設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（非常用炉心冷却設備への要求）。
第 20 条	一次冷却材の減少分を補給する設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（一次冷却材の減少分を補給する設備への要求）。

凡例

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文 (設置許可基準規則)		項	号	関係性	申請書変更		本申請における適合方針
					本文	添八	
第 21 条	残留熱を除去することができる設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（残留熱を除去することができる設備への要求）。
第 22 条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備への要求）。
第 23 条	計測制御系統施設	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（計測制御系統施設への要求）。
第 24 条	安全保護回路	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（安全保護回路への要求）。
第 25 条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（反応度制御系統及び原子炉停止系統への要求）。
第 26 条	原子炉制御室等	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉制御室等への要求）。
第 27 条	放射性廃棄物の処理施設	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（放射性廃棄物の処理施設への要求）。
第 28 条	放射性廃棄物の貯蔵施設	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（放射性廃棄物の貯蔵施設への要求）。
第 29 条	工場等周辺における直接線等からの防護	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（工場等周辺における直接線等からの防護に関する要求）。
第 30 条	放射線からの放射線業務従事者の防護	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（放射線からの放射線業務従事者の防護に関する要求）。
第 31 条	監視設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（監視設備への要求）。
第 32 条	原子炉格納施設	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納施設への要求）。
第 33 条	保安電源設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（保安電源設備への要求）。
第 34 条	緊急時対策所	1	—	●	無	無	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであり、緊急時対策所に設置する通信連絡設備と関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、本社（新潟）を含む発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる設計とする。 なお、上記以外の設計方針については、既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		2	—	×	無	無	条文の要求対象と申請対象施設が合致しない（緊急時対策所の有毒ガス防護に関する要求）。
第 35 条	通信連絡設備	1	—	×	無	無	本申請は、発電所外への通信連絡設備や発電所外の ERSS 等へ必要なデータを伝送できる設備の通信先に本社（新潟）を追加する通信連絡設備等の設計方針を変更するものであり、条文の要求対象施設（発電所内の通信連絡設備等）と申請対象施設が合致しない。
		2	—	●	有	有	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであるため関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。

凡例

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文 (設置許可基準規則)		項	号	関係性	申請書変更		本申請における適合方針
					本文	添八	
							通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 なお、上記以外の設計方針については、既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第 36 条	補助ボイラー	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（補助ボイラーへの要求）。
第 37 条	重大事故等の拡大の防止等	—	—	×	無	無	条文の要求対象と申請対象施設が合致しない（重大事故等の拡大の防止等への要求）。
第 38 条	重大事故等対処施設の地盤	1	1	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設への要求）。
			2	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			3		無	無	
		2	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
		3	—	○	無	無	
第 39 条	地震による損傷の防止	1	1	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設への要求）。
			2	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			3		無	無	
			4	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（特定重大事故等対処施設への要求）。
		2	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第 40 条	津波による損傷の防止	—	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第 41 条	火災による損傷の防止	—	—	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
第 42 条	特定重大事故等対処施設	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（特定重大事故等対処施設への要求）。
第 43 条	重大事故等対処設備	1	1	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			2	○	無	無	
			3	○	無	無	
			4	○	無	無	
			5	○	無	無	
			6	○	無	無	
		2	1	○	無	無	通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加に伴い回線の必要回線容量が増加するが、既設計の回線容量に包絡されることを確認しており、既許可の設計から変更はない。
			2	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			3	○	無	無	

凡例

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文 (設置許可基準規則)		項	号	関係性	申請書変更		本申請における適合方針
					本文	添八	
		3	1	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			2	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（常設設備と接続する設備への要求）。
第 43 条	重大事故等対処設備	3	3	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（接続口への要求）。
			4	○	無	無	本申請は、通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加する通信連絡設備の設計方針を変更するものであるが、設計方針のみの変更であり、設備の追加/変更はなく、本条文に関して既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。
			5	○	無	無	
			6	○	無	無	
			7	○	無	無	
第 44 条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備への要求）。
第 45 条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備への要求）。
第 46 条	原子炉冷却材圧力バウンダリ減圧するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備への要求）。
第 47 条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備への要求）。
第 48 条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備への要求）。
第 49 条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納容器内の冷却等のための設備への要求）。
第 50 条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備への要求）。
第 51 条	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備への要求）。
第 52 条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備への要求）。
第 53 条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備への要求）。
第 54 条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備への要求）。
第 55 条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）。
第 56 条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備への要求）。

凡例

- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連するもの
- ：変更申請対象施設に関係があるものであって、変更申請の内容に関連しないもの
- ×：変更申請対象施設に関係がないもの

条文 (設置許可基準規則)		項	号	関係性	申請書変更		本申請における適合方針
					本文	添八	
第 57 条	電源設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（電源設備への要求）。
第 58 条	計装設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（計装設備への要求）。
第 59 条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備への要求）。
第 60 条	監視測定設備	—	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（監視測定設備への要求）。
第 61 条	緊急時対策所	1	1	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるための措置の要求）。
			2	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備への要求）。
			3	●	有	有	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであり、緊急時対策所に設置する通信連絡設備と関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、中央制御室、屋内外の作業場所、本社（新潟）、本社（東京）、国、自治体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。
		2	—	×	無	無	条文の要求対象施設と申請対象施設が合致しない（緊急時対策所への重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができることの要求）。
第 62 条	通信連絡を行うために必要な設備	—	—	●	無	無	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先に本社（新潟）を追加するものであるため関連性がある。 本条文への設計方針のうち、本申請に係る設計方針について以下のとおり。 衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、本社（新潟）を含む発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡ができる設計とする。 緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備は、緊急時対策支援システム（ERSS）等（本社（新潟）含む）に必要なデータを伝送できる設計とする。 衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを、本社（新潟）を含む発電所外の必要な場所で共有できる設計とする。 なお、上記以外の設計方針については、既許可で適合性が確認されている設計から変更はない。

第2表 SA 技術的能力審査基準との関係性

凡例

- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連するもの
- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連しないもの
- ×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

SA 技術的能力審査基準		要求事項	解釈	関係性	申請書変更			本申請における適合方針	
					本文	添十	追補		
1. 重大事故等対策における要求事項									
1.0	共通事項	—	—	×	無	無	—	要求対象と申請対象が合致しない（本来用途以外の用途として使用する設備の切り替えに関する要求及びアクセスルート確保に関する要求）。	
	(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項 ①切替えの容易性 ②アクセスルートの確保	—	—	×	無	無	—	要求対象と申請対象が合致しない（予備品等の確保、保管場所、アクセスルートの確保に関する要求）。	
	(2) 復旧作業に係る要求事項 ①予備品等の確保 ②保管場所 ③アクセスルートの確保	—	—	○	無	無	—	本申請は発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるが、本社対策本部原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食糧、その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制の整備については変更がなく、本要求事項に関して既許可で適合性が確認されている方針から変更はない。	
	(4) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備	1	a)	×	無	無	—	要求事項と申請対象が合致しない（申請対象と直接関係のない手順書の整備に関する要求）	
			b)	×	無	無	—	同上	
			c)	×	無	無	—	同上	
			d)	×	無	無	—	同上	
			e)	×	無	無	—	同上	
			f)	×	無	無	—	同上	
			g)	×	無	無	—	同上	
		2	a)	×	無	無	—	要求事項と申請対象が合致しない（教育及び訓練に関する要求）	
			b)	×	無	無	—	同上	
			c)	×	無	無	—	同上	
	1.0	(4) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備	3	a)	×	無	無	—	要求事項と申請対象が合致しない（発電所における体制の整備に関する要求）。
				b)	×	無	無	—	同上
c)				×	無	無	—	同上	

凡例

- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連するもの
○：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連しないもの
×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

			d)	×	無	無	—	同上
			e)	×	無	無	—	同上
			f)	×	無	無	—	同上
			g)	×	無	無	—	同上
			h)	×	無	無	—	同上
			i)	●	無	無	—	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加するため関連性がある。 発電所外の通信先として本社（新潟）を追加した場合においても、支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜、通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針である。
			j)	●	有	有	—	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。 本社対策本部を2拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、発電所外からの必要な支援体制を構築する方針である。
			k)	●	無	無	—	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を2拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。 本社対策本部を2拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本社対策本部が中心となり、プラントメーカ、協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備方針である。
			l)	×	無	無	—	要求事項と申請対象が合致しない（発電所における体制の整備に関する要求）

凡例

- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連するもの
- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連しないもの
- ×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

SA 技術的能力審査基準		関係性	申請書変更			本申請における適合方針
			本文	添 十	追 補	
1. 重大事故等対策における要求事項						
1. 1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	×	無	無	無	要求事項と申請対象が合致しない（申請対象に関係のない重大事故等対処施設の手順の整備に関する要求）。
1. 2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 5	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 6	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	×	無	無	無	同上
1. 7	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 8	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 9	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 10	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 11	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	×	無	無	無	同上
1. 12	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	×	無	無	無	同上
1. 13	重大事故等時に必要となる水の供給手順等	×	無	無	無	同上
1. 14	電源の確保に関する手順等	×	無	無	無	同上
1. 15	事故時の計装に関する手順等	×	無	無	無	同上
1. 16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等	×	無	無	無	同上
1. 17	監視測定等に関する手順等	×	無	無	無	同上
1. 18	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	●	無	無	有	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加するため、関連性がある。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡の手順等を整備する方針である。

凡例

- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連するもの
- ：変更申請対象施設・体制に関係があるものであって、本変更内容と関連しないもの
- ×：変更申請対象施設・体制に関係がないもの

SA 技術的能力審査基準		関係性	申請書変更			本申請における適合方針
			本文	添 十	追 補	
1. 19	通信連絡に関する手順等	●	有	有	有	本申請は通信連絡設備の発電所外の通信先として本社（新潟）を追加するため関連性がある。 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する方針である。
2. 1	可搬型設備等による対応	●	無	無	一	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を 2 拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。 大規模損壊発生時における発電所外部からの支援体制に関して、本社対策本部の活動拠点を 2 拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、必要な支援体制を構築する方針である。（技術的能力 1.0 関連）
2. 2	特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備	●	無	有	有	本申請は、発電所外の支援組織である本社対策本部の活動場所を 2 拠点（新潟及び東京）に変更するものであるため関連性がある。 原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時における大規模損壊発生時における発電所外部からの支援体制に関して、本社対策本部の活動拠点を 2 拠点（新潟及び東京）に変更した場合においても、必要な支援体制を構築する方針である。（技術的能力 1.0 関連）